

旅館業に関する規制の見直しについて

2016/11/15

JALF  財団法人 宿泊施設活性化機構
Japan Accommodation and Lodging Foundation

当財団法人は、『日本の宿泊施設の経営力を世界的水準へ高めるために』設立された業界広報団体です。ホテルの再生支援に多く携わる中で、日本人は勤勉であるにも関わらず、労働生産性と収益性の低さが顕著であると感じておりました。その原因を追求するに、旅館業法や労働基準法など各種法令が時代に見合わないことが、収益性や労働生産性を阻害していると認識するに至ったため、当財団を設立いたしました。

0. about JALF

- 日本の宿泊施設の経営力を世界的水準に高めるために

1、政官広報

公益的な観点から、観光産業の振興に必要な政策提言を行う。

2、業界内広報

業界内におけるナレッジシェアを活発化させ、宿泊施設の収益向上に寄与する。

3、一般国民広報

業界業務の面白さをメディアを通じて国民に伝え、就労意欲の向上に寄与する。

0. about JALF 理事・参事・顧問

● 理事

山内 弘隆	観光分野政策形成総括	観光産業政策検討会委員／一橋大学 教授
井門 隆夫	旅館マーケティング改善支援総括	元JTBツーリズム・マーケティング研究所主任研究員
中島 武	レストラン改善支援総括	際コーポレーション代表取締役社長／旅館再生
河野 貴輝	バンケット改善支援総括	経済同友会観光部会副委員長／株式会社TKP代表取締役社長
星野 佳路	リゾート改善支援総括	星野リゾート代表取締役社長／経済同友会観光部会委員長
小山 薫堂	マーケティング改善支援総括	(株)オレンジ・アンド・パートナーズ代表取締役社長／N35 inc代表
恩蔵 直人	マーケティング成功事例総括	日本消費者行動研究学会元会長／エステー株式会社(マーケティング)
儀賀 裕理	海外進出支援総括	元三井不動産関連事業部長／元ハレクラニホテル代表取締役社長
原 忠之	海外学術情報総括	フロリダ大学ホスピタリティビジネスマネジメント教授
テイラー 雅子	ホスピタリティ経営人材総括	大阪学院大学経営学部教授・ホスピタリティインダストリー研究所所長
小畑 貴裕	ホスピタリティ人材育成総括	東京YMCA国際ホテル旅館専門学校校長
塩村 文夏	女性活用推進総括	元航空会社広報／東京都議会議員
伊藤 邦雄	統一会計基準USALI改善総括	元日本公認会計士学会理事／一橋大学CFO教育研究センター長
太田 進	業界内メディア総括	オータパブリケーションズ代表取締役社長
伊藤 勝康	会員制宿泊施設総括	リゾートトラスト代表取締役社長
沢柳 知彦	事業・不動産評価総括	JLL Hotel マネージングディレクター
菅野 潔	業績改善再生支援総括	ホスピタリティマネジメント株式会社 代表取締役社長
北村 剛史	宿泊施設品質認証総括	日本ホテルアプレイザル取締役／ホテル格付研究所所長
安部 アンナ	アセットマネジメント総括	日本ホスピタリティアセットマネジメント協会理事長
玉井 和博	不動産開発総括	観光庁 MICE 国際競争力強化委員／株式会社ホテル京急元代表取締役社長
藻谷 浩介	地方創生総括	日本総合研究所 主席研究員／日本政策投資銀行 地域企画部特任顧問
上山 康博	新宿泊関連業種業態開発総括	株式会社百戦錬磨 代表取締役社長
高松 正人	観光危機管理総括	株式会社JTB総合研究所 常務取締役／観光危機管理研究室長
細野 豪志	立法総括	全国温泉振興議員連盟 事務局長／元民主党幹事長
小田 修	財団運営総括	元JTB旅館ホテル連盟副会長／前琵琶湖ホテル代表取締役社長
沼田 美穂	法律顧問	旧簡易保険福祉事業団かんぼの宿顧問弁護士

0. about JALF 理事・参事・顧問

● 顧問

新井 良亮 株式会社ルミネ代表取締役社長／前JR東日本代表取締役副社長
田沼 千秋 コーネル大学ホテルソサエティJapan会長／社団法人日本フードサービス協会理事
カ石 寛夫 トーマス アンド チカライシ 代表／ホテル産業振興財団評議員
石塚 勉 専門学校日本ホテルスクール 理事長／財団法人日本ホテル教育センター理事長
野田 兼義 公益社団法人日本プライダル文化振興協会 専務理事
池尾 恭一 東京都ブランド推進会議座長／日本マーケティング学会常任理事
田中 勝 ホテル産業経営塾塾長／元インターコンチネンタルグループマーケティング部長
中村 清 元早稲田大学商学部教授・ホスピタリティ研究所所長／電気通信審議会経済部会専門委員
巖谷 龍 元JALホテルズ会長／元KPMG FAS執行役員パートナー
東 良和 沖縄ツーリスト株式会社代表取締役社長／一般社団法人日本旅行業協会 理事・沖縄支部長

● 参事

吉崎 夏来 インバウンド対策支援総括 HMRI デジタル・ストラテジスト／BRAND KARMA 日本地区責任者
堀口 洋明 客室レベニューマネジメント対策支援総括 元ソラーレホテルズ／亜欧堂代表取締役
渡部 恭士 高級グローバルレップ総括 元リーディングホテルズオブザワールド日本支社長
奈良澤 充 特別グローバルレップ総括 デザインホテルズ元日本代表
近藤 寛和 ホスピタリティ教育研修総括 宿屋大学代表
内田 雅章 プレスリリース総括 共同通信社 業務アドバイザー／元日本ベンチャー協議会事務局長
高田 雄生 ブランドマネジメント総括 リ・ブランディング代表／元P&Gブランド管理責任者

● 事務局長

伊藤 泰斗 元日本総合研究所調査部／元デロイトトーマツFAS-VP

● 監事

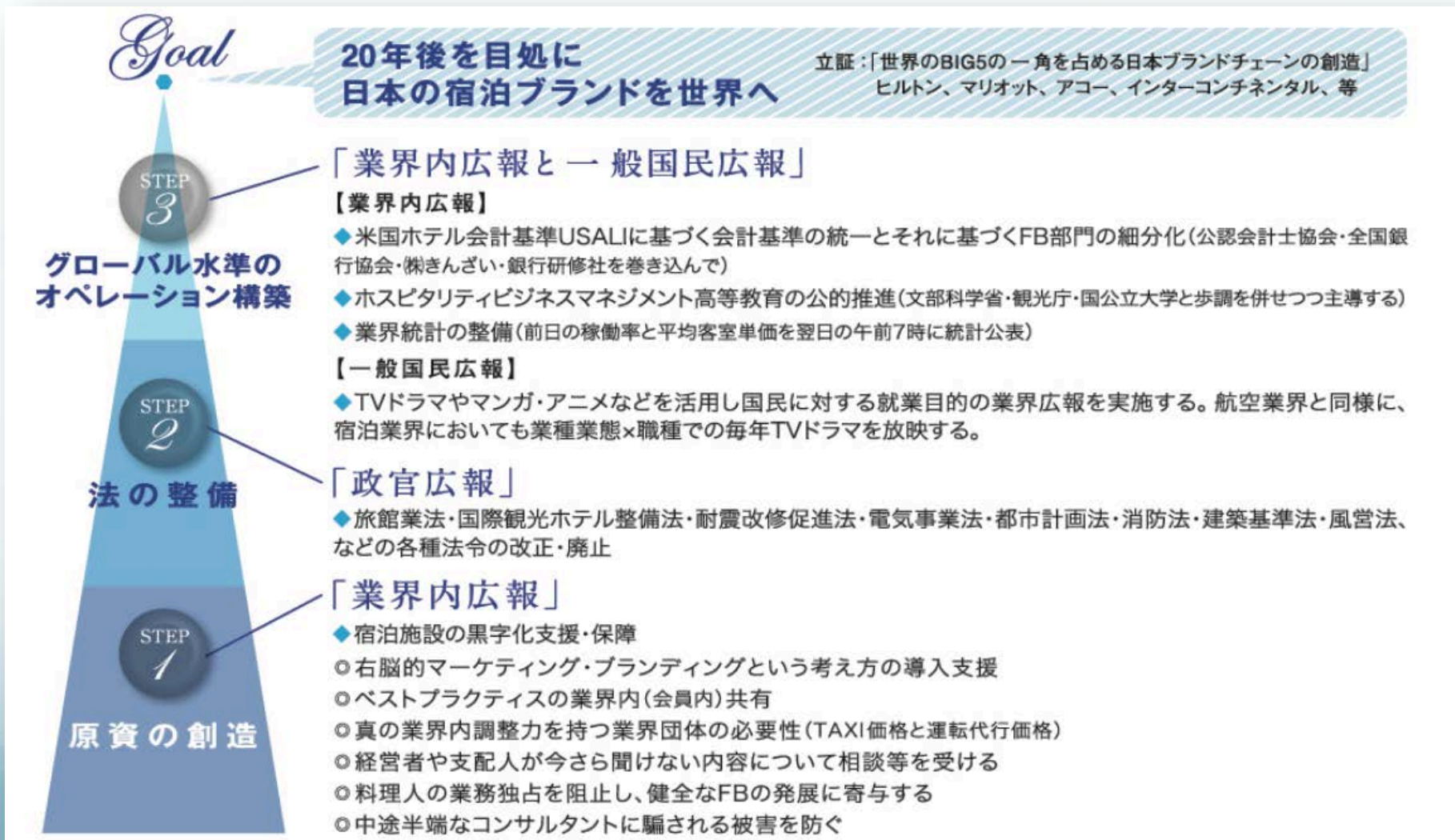
堂野 達之 元日本弁護士連合会理事

0. about JALF 会員企業紹介

- 全928会員(軒) 162,360室
- 会員内訳
 - 国内系宿泊施設専門チェーン会社
 - 外資系宿泊施設運営会社不動産会社
 - 独立系宿泊施設会社
 - ウエディング系独立企業会社
 - アセットマネジメント会社
 - 電鉄系本社
 - 不動産投資ファンド
 - 一般事業会社
 - 都市銀行・地方銀行
 - 地方自治体
 - 教育機関・学校法人・医療法人
 - 旅行会社／オンライントラベルエージェント

0. about JALF 目指す方向性

● 20年後を目処に日本の宿泊ブランドを世界へ～そのタイムライン



1. 基本的な考え方ーなぜ旅館業法の規制改革が必要なのか？

1 旅館・ホテルの供給の障害としての現行規制

外国人観光客を中心とした旺盛な宿泊需要に対して、旅館・ホテルの供給が不足しているが、これは現行規制のため旅館・ホテルの円滑な整備が困難であること等による(詳細については後述)。

2 生産性向上、収益性向上の障害としての現行規制

- 構造設備の基準を定めた旅館業法施行令、施設設備の基準等を定めた旅館業における衛生等管理要領による過剰な規制。
- 換言すれば、それがために法令順守コスト、いわゆるコンプライアンスコストが過剰になっている(手間という点でのコストとそれに要する費用という点でのコストの両面から)。

2. 具体的な論点

1 宿泊業界の実態と現行法令の規定が整合的でないのではないか。

立法当時の昭和20年代の宿泊業界の実情に基づくものとなっており、今日的には意味をなさないのではないか。旅館業法の名称及び目的も見直すべきではないか。

2 ソフト(=運営)に関する規制となるよう抜本的な見直しを行うべきではないか。

- 本来、立法の趣旨はソフト(=運営)に関する規制を設けることのはずである。
- 実際は、監視の目が行き届かないための予防策として、ハード面(=構造設備、施設設備の在り方(レイアウト))に係る規制となっているのではないか。

業界・事業者としての適切性や衛生管理の適切性を最低限担保しつつ、事業者の自主性を尊重する規制の体系に改めることが望ましいのではないか。

3. 改正の方向性

- 旅館業法の目的を変更するべき。
- 旅館業法を「宿泊業法」等、業界全般を包括できる名称に改める。
- 第2条に規定されている各営業の分類を「宿泊施設」及び「簡易宿泊所」に再編し、「下宿」については同法の適用の対象から外す。
- 現行の構造基準を全般的に見直すべき。
- 衛生等管理要領を抜本的に見直すべき。
- 日々変化する宿泊業界の実情を適切に反映した規定となるよう、改正後、3年乃至5年後の見直しを附則において担保。
- 風営法との二重規制になっている、いわゆるラブホテルについて、これらを整理、簡素化するとともに、ラブホの構造設置基準を改めるべき。
- 宿泊業全般（民泊業含む）の公正な競争条件を確保するため、法令遵守に係るコストの平準化という視点を改正において入れるべき。
- 宿泊者利益の確保の観点から、利用者に分かりやすい情報の開示を事業者には義務付ける規定を設けるべき。

3. 改正の方向性

■ 届出・申請の簡略化

- 宿泊業を営業しようとする場合、旅館業法以外にも様々な関係法令の届出・申請手続きがあり、事業者にとって大きな負担となっている。
- 各法令の趣旨目的、保護法益等が異なるところ、それらを一本化するのは極めて困難であるが、一度の届出・申請で他の手続きについても申請等を行ったものと見なすこととする等、少なくとも手続きのワンストップ化が可能となるよう、関係府省において調整をお願いしたい。
- 特に建築許可申請(建築前)と旅館業法上の営業許可(完工後検査済証発行後)のタイミングが違うため、完工後に揉めるケースが多く、コスト増要因になっている。

■ 改正後の旅館業法に基づく地方公共団体の条例の在り方について

- 現行制度では旅館業法に基づく地方公共団体の事務は自治事務とされているが、やりたい放題でよいというわけではない。
- 地方分権改革の趣旨に反しない範囲で、事業者にとっての過剰な規制とならないものとするべきこと、条例の制定に当たっては、関係事業者の意見を聞き、それを反映すべきこと等を地方公共団体へ通知されたい。

- 建築基準法等：既存不適格の施設を増築する場合の法の適用については、時限の措置として特例的に適用除外となるよう、関係府省への要請をお願いしたい。

- 政策金融：既存施設のレイアウト変更等の場合、政策金融の活用についても検討されたい。

4. 具体的に改正すべき事項(例示)

旅館業法施行令に規定する構造基準の全般的な見直し

(衛生の確保、安全の確保、善良の風俗の保持、治安面、各機能を目的としたもの)

- 客室数の最低基準の撤廃
- 客室構造設備規制(和式、洋式等)の見直し
 - 一客室あたり床面積規制の緩和
 - 寝具の設置義務(洋式、和式)の撤廃
 - 出入口及び窓の施錠義務の撤廃
 - 客室と他の客室、廊下等との境の壁造り規制の緩和
- 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備設置義務の緩和
- 内容の曖昧な、適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備設置義務の見直し
- 宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の浴室又はシャワー室設置義務の見直し
- 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備設置義務の見直し
- 当該施設の規模に応じた適当な暖房の設備設置義務の撤廃
- 便所構造規定(水洗式、座便式、男子用便所及び女子用便所双方の設置義務)の見直し
- 当該施設が「第一条学校等」の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合の設置場所の制限の見直し
- 「その他都道府県(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市又は特別区。以下同じ)が条例で定める構造設備の基準に適合すること。」の厳格な運用。(前述のとおり)

4. 具体的に改正すべき事項(例示)

旅館業における衛生等管理要領の抜本的な見直し

- 実効性に乏しい内容。実態としてはどこまで厳格に守られているのか不明であるのみならず、保健所も実効性があると認識しているとは考えられない。必要最低限の内容とし、それらを遵守させるよう徹底することが望ましい。
 - ロビーを設ける場合は、ロビーは、宿泊者の需要を満たすことができるよう収容定員及び利用の実態を勘案し、適当な広さを有し、くず箱、灰皿等の喫煙設備を備え、又は専用の喫煙場所を設け、かつ、清掃が容易に行える構造であること。 → 削除又は緩和
 - なお、便器の数は、次の表により得られる数以上であることが望ましいこと。この場合、大便器と小便器の割合は、原則としてほぼ同数にすること。 → 削除又は緩和
 - 便所には、清掃用具専用の保管設備及び洗い場を設けることが望ましいこと。(モップ洗い場設置義務?) → 削除又は緩和
 - また、洗面設備には、石ケンを常に使用できるように備えること。タオル、くし、ヘアブラシを備える場合は、客1人毎に消毒するなど衛生的なものを置き、くし及びヘアブラシの置き場所は、消毒済のものと使用後のものに区分し、その旨を周辺の適切なところに表示することが望ましいこと。カミソリを備える場合は、新しいものとする。(石ケンの設置義務?)
→ 削除又は緩和
 - カーペットは、水を多く使用する場所又は湿度が著しく高い場所等でダニ及びカビが著しく発生するおそれのある場所には敷かないこと。(カーペット設置基準?) → 削除

4. 具体的に改正すべき事項(例示)

旅館業における衛生等管理要領の抜本的な見直し

- 玄関には、必要に応じて宿泊客等のはき物を保管する設備を設けること。(下駄箱の設置義務?) → 削除
- なお、応急用の氷のう、氷枕等は、収容定員の20分の1以上の割合で備えることが望ましいこと。(氷枕の設置義務と設置基準?) → 削除
- 照明設備は、次に掲げるところにより措置すること → 削除又は緩和
 - (1) 定期的に照度を測定するなど保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修すること。また、6月に1回以上清掃し、常に清潔に保つこと。
 - (2) 施設内の各場所は、次の表の照度を有するものであることが望ましいこと。なお、宴会場又はホールその他これに類する場所にあつては、その営業の特殊性から付帯照明設備により20ルクス以上150ルクス以下で照明しても差し支えないものであること。
- マッサージ室を設ける場合は、他の場所と明確に区分する専用の室又は場所であつて、外部から内部を容易に見通すことができる構造であること。 → 削除

4. 具体的に改正すべき事項(例示)

玄関帳場又はフロントに関する規制の柔軟な運用

背景・理由

- 本件規制も実態に適合しておらず、「善良風俗の保持上」の抑止力になりえていない。
(実態として出入チェックは出来ていないケースも散見され、指名手配照合等もおこなっていない)
- 最新の情報システム(顔認証やパスポートスキャン等)を使用したほうが実効性が高い。
- 日本国がおもてなし対象とすべきインバウンドゲストが帳場立ち寄りを望んでいない。
(日本国民も含め利用者全員が、より簡潔なチェックイン・チェックアウト処理を望んでいる)
- 宿泊施設の多様性を政府が認めない理由はない。(客室内チェックインやコンシェルジュデスクチェックインを採用する高級宿泊施設にも、1.8mの受付台設置義務が本当に必要なのか)

旅館業における衛生等管理要領(抄)

II 施設設備

(玄関帳場又はフロント)

11 善良風俗の保持上、宿泊しようとする者との面接に適し、次の要件を満たす構造設備の玄関帳場又はフロントを有すること。

- (1) 玄関帳場又はフロントは、玄関から容易に見えるよう宿泊者が通過する場所に位置し、囲い等により宿泊者の出入りを容易に見ることができない構造設備でないこと。
- (2) 玄関帳場又はフロントは、受付台の長さが1.8m以上を有するなど事務をとるのに適した広さを有し、相対する宿泊者と従事者が直接面接できる構造であること。
- (3) 玄関帳場又はフロントの内側にあつて、受付台から適当な距離を隔てて客室のカギを保管する設備を有すること。
- (4) 玄関帳場又はフロントの受付台の前の場所は、収容定員に応じて十分な広さを有し、1.6m以内には、植木、カーテン等宿泊事務に支障となる物品を備え付けてはならないこと。
- (5) 旅館営業においては、玄関帳場に類する設備として従業者が常時待機し、来客の都度、玄関に出て客に対応する構造の部屋を玄関に付設することができること。
- (6) モーテル等特定の用途を有する施設においては、玄関帳場又はフロントとして、施設への入口、又は宿泊しようとする者が当該施設を利用しようとするときに必ず通過する通路に面して、その者との面接に適する規模と構造を有する設備(例えば管理棟)を設けることができること。

5. 本年4月の簡易宿所関係規制の緩和後の動向

私どもが把握している実態

- 面積基準緩和: 33㎡よりも狭くて可能となった
 - 一戸建てで総面積が33㎡以下の建物はほとんどないため、この面積は実質的にはマンションを対象とした緩和。マンションについては、障害は面積ではなく「管理組合」の反対がネック。
- フロント設置基準緩和: 必ずしも設置不要
 - 条例により緩和されないケースが散見され、実質的に規制緩和となっていないことが多い。もちろん、緩く運用されている自治体もある。
- トイレ設置基準は緩和されず: これが一番開業費用と運営コストを圧迫
 - 自治体により対応が大きく異なる。例えば、貸別荘タイプの場合、簡易宿所としてグループ一括貸しを認めている自治体と、あくまで簡易宿所なのでグループ一括貸しの場合でも男女別トイレの設置を求める自治体がある。客観的にみて、本件規制には既に合理的理由が見受けられないと判断している。

6. 旅館業法の所管府省の在り方について

旅館業法を「公衆衛生の向上」と、「観光産業としての宿泊業（旅館業）の発展」に再編した上で、後者については本当に厚生労働省の所掌事務として継続すべきかについて、検討が必要であると考えられる。

- 現在旅館業法に関する事務については、公衆衛生の向上等の観点から厚生労働省の所掌事務とされている。

厚生労働省設置法（平成11年7月16日法律第97号）第4条第1項第二十七号及び二十八号

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年6月3日法律第164号）第2条第1項第五号

- 一方で、旅館営業、ホテル営業等は目下我が国の成長産業たる観光産業の一翼を担っており、その発達・改善のためには、公衆衛生の向上等の観点のみからでは限界がある。

宿泊業界の持続的な発展を通じた、我が国観光産業の更なる成長へ